民 健 康保険税 0 お 知ら ŧ

·問合せ 税務グル プロ79 (4 3 5) 0358

社倒産・

非自発的な理由

り離職し、

国民健康保険に加

入された人について、

申告に

る制度が、

平成22年4月1

より国民健康保険税を軽減す

▼対象となる人 より始まりました。

保険税の税

になります。 上64歳以下の被保険者が対象 は74歳以下のすべての被保険 費分及び後期高齢者支援金分 付金分の合計額で、 後期高齢者支援金分と介護納 介護納付金分は40歳以 医療給付費分と 医療給付

医療給付費分の税率は ます。 の取り崩しや一 保険税の1 毎年見直しを行っ 社会保険診 しての、 公当た 般会 抑え 基金 必

どを基に、 ております。 計からの繰り入れにより (貯金) りの負担額については、 納付金の納付に要する費用な 後期高齢者支援金などと介護 平成24年度の国民健康保険

療報酬支払基金に対

付金分の税率は 後期高齢者支援金分と介護納 要な医療費の額などを基に

表1の通りで

平成24年度国民健康保险税の税率

更点はありません。

税率は平成23年度から変

33

34 の い

ず 23

ń

22

(最高51万円) (最高14万円)

衣 1. 十成24千反国氏健康体院优V优平					
医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
①所得割	7.90%	④所得割	2.00%	⑦所得割	2.40%
②均等割	27,600円	⑤均等割	6,800円	⑧均等割	13,200円
③平等割	22,800円	⑥平等割	5,400円		
課税限度額	510,000円	課税限度額	140,000円	課税限度額	120,000円
①所得割:被保険者の23年中の所得金額から33万円を控除し、7.90%をかけた金額②均等割:被保険者1人につき27,600円③平等割:1世帯につき22,800円1年間の保険税額= ①+②+③		 ④所得割:医療給付費分と同様に計算し、2.00%をかけた金額 ⑤均等割:被保険者1人につき6,800円 ⑥平等割:1世帯につき5,400円 1年間の保険税額= ④+⑤+⑥ 		⑦所得割:医療給付費分と同様に計算し、2.40%をかけた金額⑧均等割:被保険者1人につき13,200円1年間の保険税額=⑦+⑧(最高12万円)	

※医療給付費分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者の方に課税されます。 ※介護納付金分は、40歳になる月から65歳になる月の前月まで課税されます。

齢受給資格者の人は対象外で※特例受給資格者および高年 ③雇用保険の特定受給資格者 が11、 31 ある 軽減の内容 されている離職理由コ 用保険受給資格者証に記載 または特定理由離職者 \$ 32 \$ 12 \(\frac{1}{2}\) である。

額療養費などの所得区分の判

(2,000,000円-330,000円)×7.9%=131,930円

(3) 平等割 1世帯につき 22,800円

(2,000,000円-330,000円)×2.0%=33,400円

6,800円×4人=27,200円 (3) 平等割 1世帯につき 5.400円

(1) 所得割

13,200円×2人=26,400円

介護分合計(100円未満切捨て) 66,400円

国民健康保険税額の算出例を、モデルケースで紹介します

高額医

モデルケース1 ― 年金所得者 年金収入258万円(年金所得138万円)、

夫婦2人世帯(昭和14年生まれ、公的年金収入あり)、収入

になります

めで、

納めすぎを

民健康保険税

齢者医療保険に加入される年

になる方については、

後期高

便局) ください

でもご利用いただけま

ゆうちょ銀行

(郵

す

平成24年度中に75歳

受けられません

んので、

ご注意

便利な□座振替制度をご利用

する町税の納付については、

国民健康保険税をはじめと

割額および平等割額の軽減が

所得の申告がなければ均等

給額の半額を超えない場合と国保税の合計額が年金支徴収対象者で、介護保険料

されて

る方は不要です。

口

座振替のご利用

与や年金の支払報告書が提出

世帯主が介護保険料の特別

③世帯主が年額18万円

上の

や加入者の税法上の扶養となっ

の申告をした方、

納税義務者

支え合うことで成り立って

健康保険の制度は皆さんで

年金を受給.

いる場合

いる方

(世帯主を除く)、給

納めま.

ます。

保険税は必ず納期内に

満である場合

②世帯の国民健康保険加入者

ければなりません。

確定申告や

住民税

年中の所得の状況を申告しな

療費などの保険給付が差し止

さらに経過すると、

められます

いる

全員が65歳以上から75歳未

①世帯主が国民健康保険に加

は 主

たとえ収入が無くても前 と国民健康保険の加入者

なります

金から納めていただくことに

 $\dot{0}$

納税義務者

(世帯

医療費の7割分を請求するこ で手続きをすることによって、

とができます。

該当する方は、

原則として年

歳以上75歳未満の世帯主の

左記の①

④の全てに

所得の

申告は・

お済みです

合の医療費は、

いったん全額 その後役場

資格証明書で受診された場

自己負担となり、

か

国民健康保険に加入する65

なってい 限は、

います。

翌営業日となります。

けることができます。申請期 とによって保険税の減免を受

くなり、

資格証明書で受診

合は、保険証をお渡しできな

納期限の7日前までと

7

いただきます。

特別徴収

休日または土曜日の場合は、

(12月は25日)

<u>(</u>

その日が

を満たすときは、 が激減するなど、

申請するこ 一定の要件

納し、

一定期間を経過した場

他の

特別な事情がないのに滞

国民健康保険税を災害その

翌年3月までの計9回となっ

ます。納期限は毎月末

保険税の納期は、

7月から

の

減免申請

退職などにより所得

保険税の納め方

すは

普

通

徴収に変更され

#

ま証保険税をお

お渡し

を滞

がきなる

と保

なく

は世帯主のみの場合 <医療分>

(1) 所得割

(1,380,000円-330,000円)×7.9%=

27,600円×2人=55,200円

(3) 平等割 1世帯につき 22.800円 医療分合計(100円未満切捨て) 160,900円

<後期高齢者支援金分>

(1) 所得割 (1.380.000円-330.000円)×2.0%=

21,000円

82.950円

6,800円×2人=13,600円 1世帯につき

(3) 平等割 5,400円 後期高齢者支援金分合計(100円未満切捨て) 40,000円 <総合計>

保険税額 医療分+後期高齢者支援金分=200,900円

モデルケース2 ― 事業所得者など 事業所得200万円、

4人世帯(夫55歳、妻52歳、子供2人)、収入は世帯主のみの場合

<医療分> (1) 所得割

(2) 均等割 27,600円×4人=110,400円

医療分合計(100円未満切捨て) 265,100円

く後期高齢者支援金分>

(1) 所得割

(2) 均等割

後期高齢者支援金分合計(100円未満切捨て) 66.000円

<介護分>

(2,000,000円-330,000円)×2.4%=40,080円

(2) 均等割

<総合計>

保険税額 医療分+後期高齢者支援金分+介護分=397,500円

た人へ な理由で離職

雇い止めなど) (解雇・ によ 숲 得を⑪分の定についても す。 軽減される期間 を100分の30と ŧ をして行いま 前年の給与所

す。 職の翌日から翌年度末までで 国民健康保険に加入中は、 軽減の対象となる期間は 홺

康保険を脱退すると終了し 会保険に加入するなど国民健 途中で再就職しても引き続き 対象となりますが、 会社の社 #

持参するも

(雇

②離職日において65歳未満で

付けしますので、

左記の物を

持って窓口までお越しくださ

職した

①平成21年3月31日以降に離

申告の手続き

申告は税務グル

- プで受け

る人が対象となります

次のすべての条件に該当す

険受給資格者証 または納税通知書 ①国民健康保険被保険者証 ③ 印 鑑 ②雇用保

広報はりま 24.7

11